

中国日本商会会費規程

1980年12月10日総会決議

(中略)

2026年4月15日総会決議一部改正

中国日本商会（以下「日本商会」という）定款第26条第2項に規定する入会金及び会費は、以下の会員区分に基づき下記の通りとする。

- ・市内法人会員(第5条第1項第1号及び第2号に該当する者のうち北京市内に所在する者)
- ・市外法人会員(第5条第1項第1号及び第2号に該当する者のうち北京市外に所在する者)
- ・個人会員（第5条第1項第3号に該当する者）
- ・賛助会員（第5条第2項に該当する者）

1. 入会金

- (1)法人（団体）会員 300 元
- (2)市外法人（団体）会員 300 元
- (3)個人会員 100 元
- (4)賛助会員 100 元

但し、(1) 及び (2)の代表者の交替については入会金を徴収しない。

2. 会 費

- (1)法人（団体）会員 a . 年間基本会費 5100 元

但し、日本法人が中小企業（日本の中小企業基本法の定義による）の場合義による）の場合 4,080 元

- b. 法人規模会費（年額）

（当該法人にて外国人就業証取得の日本人と北京を活動地域とする日本人）

- 1人目 2,160 元
- 2・3人目 1,920 元
- 4人目以降 1,800 元

但し、法人規模会費は40名を上限とする。

- (2)市外法人（団体）会員 年間 3,420 元
- (3)個人会員 年間 1,500 元
- (4)賛助会員 年間 1,860 元

3. 会費は、4月から翌年3月までの1年分一括払いを原則とする。

年度の途中入会については、入会が承認された月から翌3月までの月数にて年間会費額月までの月数にて年間会費額を按分するものとする。

4. 複数の業種別部会に入会を希望する会員は、上記会員区分によらず、追加1部会当たり年間600円の会費を納入するものとする。

ただし、申し込み月が10月から翌3月までの場合は、300元とする。

5. 日本商会理事会の決議により、必要に応じて臨時会費または特別会費をその都度徴収することができる。

6. 日本商会の役員に就任した者は、理事会関係費用を補填するため、下記の通りの特別会費を納入することとする。

(1)会長、副会長 年額 12,000 元

(2)その他の役員 年額 6,500 元

7. 中国内に所在する日本人組織の会員であって、日本商会からの求めに応じ日本商会の役員に就任した者に対しては、入会金、会費及び特別会費の納入を免除することができる。

8. 日本商会からの求めに応じ、アンケート調査に協力する中国内に所在する法人であって、定款第7条及び第8条に規定する権利を行使しない会員に対しては、入会金及び会費の納入を免除するものとする。

以 上